

付録 4

本復旧・仮復旧箇所の路面標示

本復旧・仮復旧箇所の路面標示

平成26年12月18日 改定

平成29年 4月 1日 改定

本復旧・仮復旧箇所の路面標示

	道路名	上水道配水管布設工事	上水道配給水管 漏水修繕工事	給水管取出工事 (各家庭水道の引込管)
本 復 旧	国 道	「w」を外円直径15cmの中に白色で標示する。明示方法は、「埼玉県道路占用標準書」の別記3の基準で行う。	「舗装業者」、「w」及び「工」のマークを円直径15cmの中に白色で標示し、右側に発注年度と発注番号を白色で標示する。 明示方法は、「埼玉県道路占用標準書」の別記3の基準で行う。	「舗装業者」、「w」及び「給」のマークを円直径15cmの中に白色で標示し、右側に占用許可番号と業者番号を白色で標示する。 明示方法は、「埼玉県道路占用標準書」の別記3の基準で行う。
	県 道			
	市 道			
仮 復 旧	国 道	「w」を青ペイントで明示する。 「仮復旧中」を白ペイントにて縦又は横一列で明示する。		「w」と指定番号を青ペイントで明示する。 「仮復旧中」を白ペイントにて縦又は横一列で明示する。
	県 道			
	市 道			

埼玉県道路占用標準書

別記3 本復旧箇所の明示位置等の基準

1 対象

明示は、掘削を行う占用工事の本復旧箇所の全てについて行うこと。
ただし、電柱・支線等に係るものを除く。

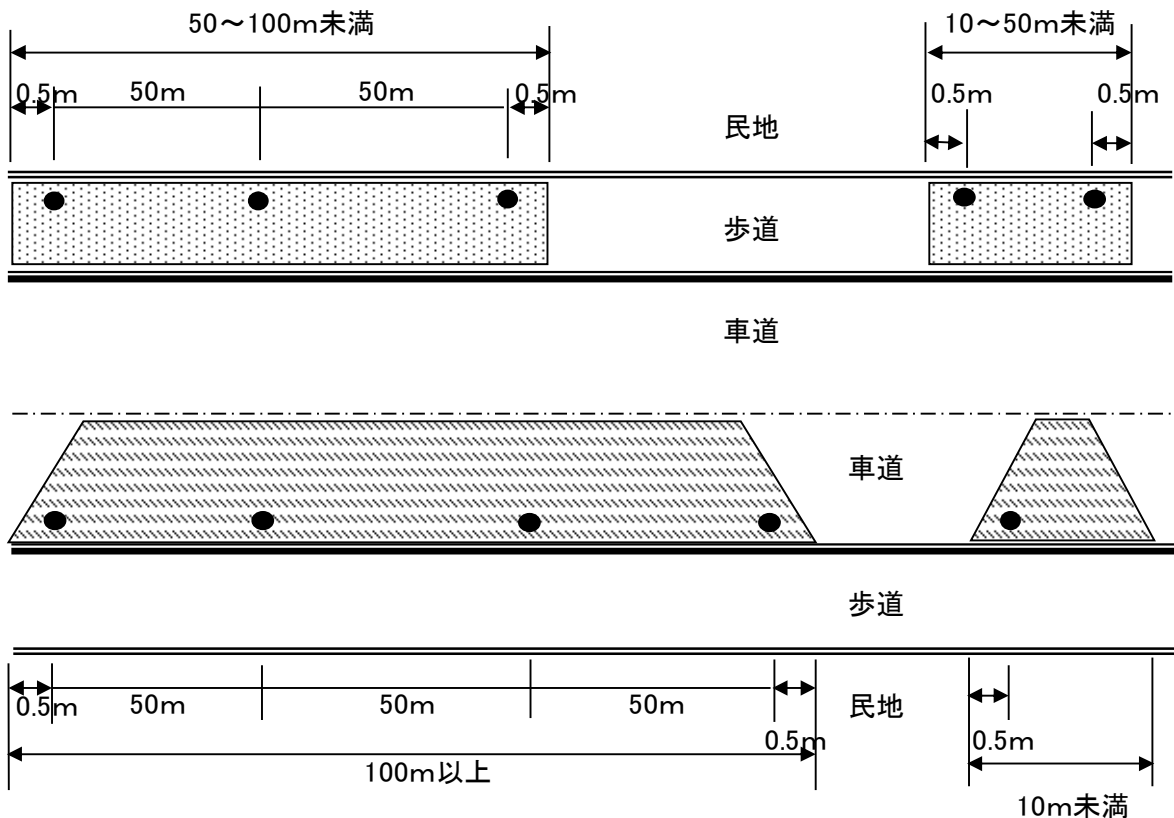
2 位置

明示の位置は、次のとおりとする。(図参照)

- ① 復旧の延長が、10m未満の場合
民地よりの起点側へ一箇所
- ② 復旧の延長が、10m以上50m未満の場合
民地よりの起点側及び終点側へ各一箇所
- ③ 復旧の延長が、50m以上の場合
民地よりの起点側及び終点側から50mごと並びに終点側の各箇所

3 方法

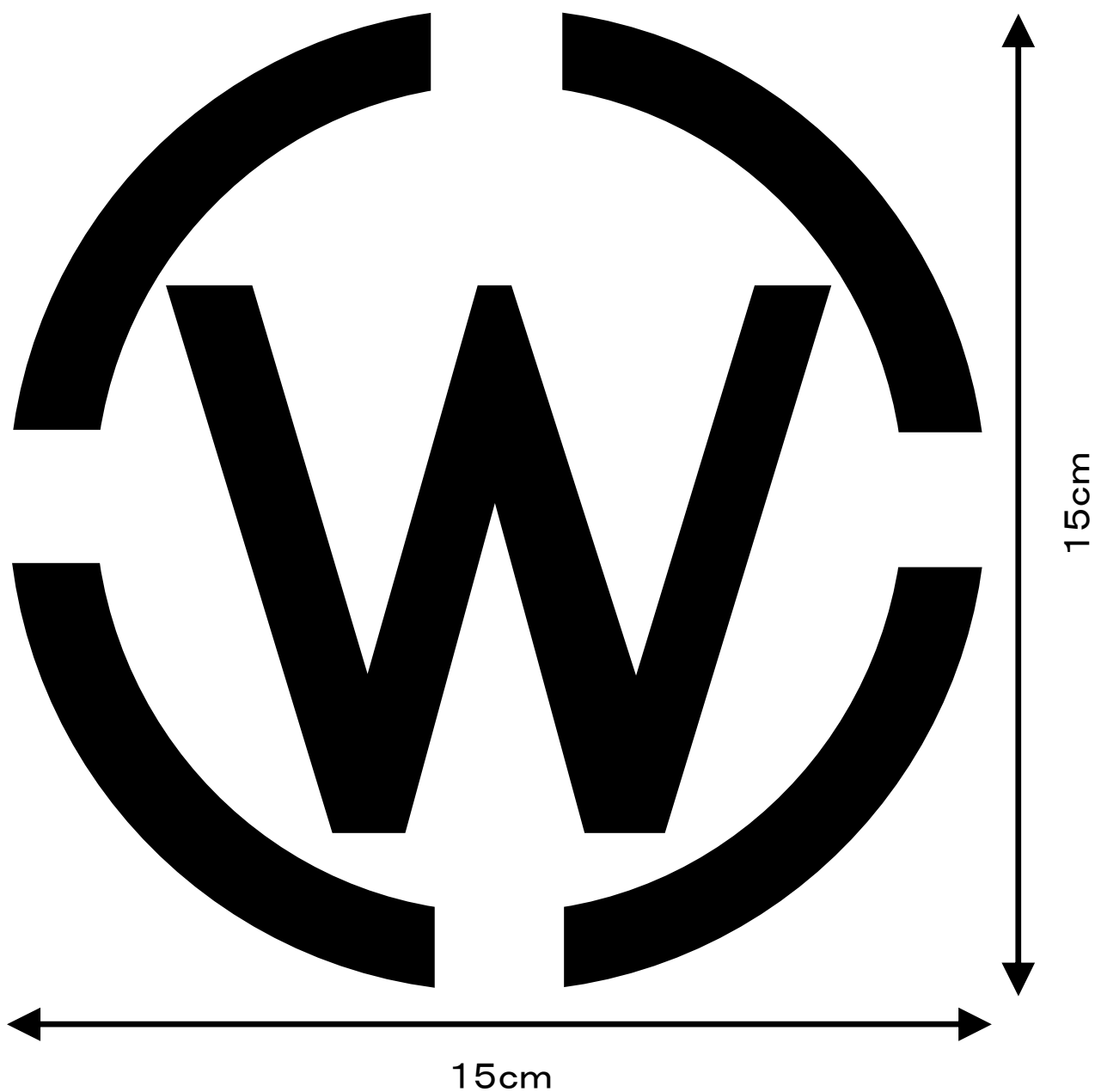
明示は、溶融式又はペイント式塗装により行うこと。



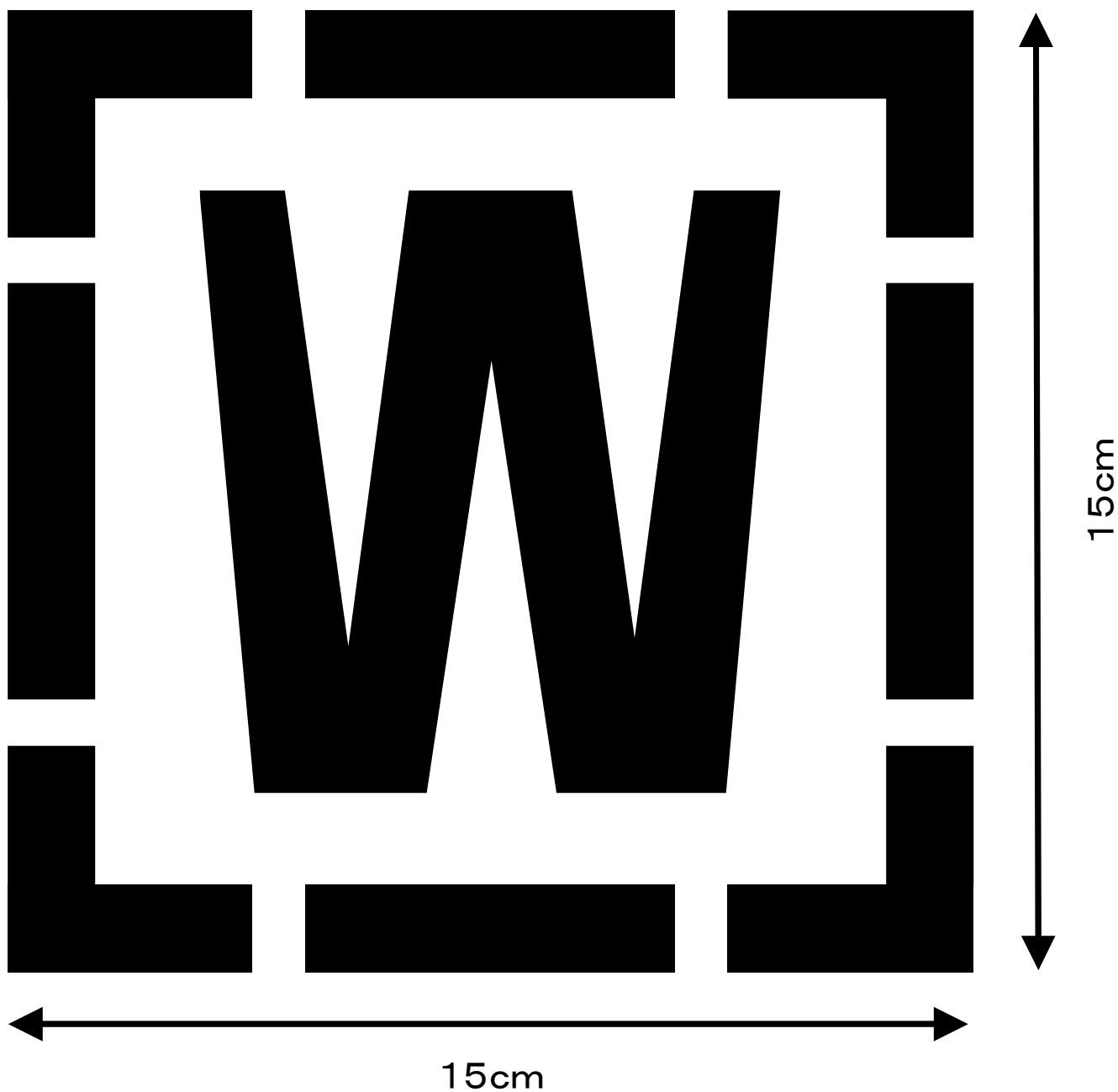
(注) 路面標示の位置は、占用復旧舗装の民地側より0.5mとし、起点終点側からも0.5mとする。

本復旧標示マーク

本復旧標示マーク (白色)

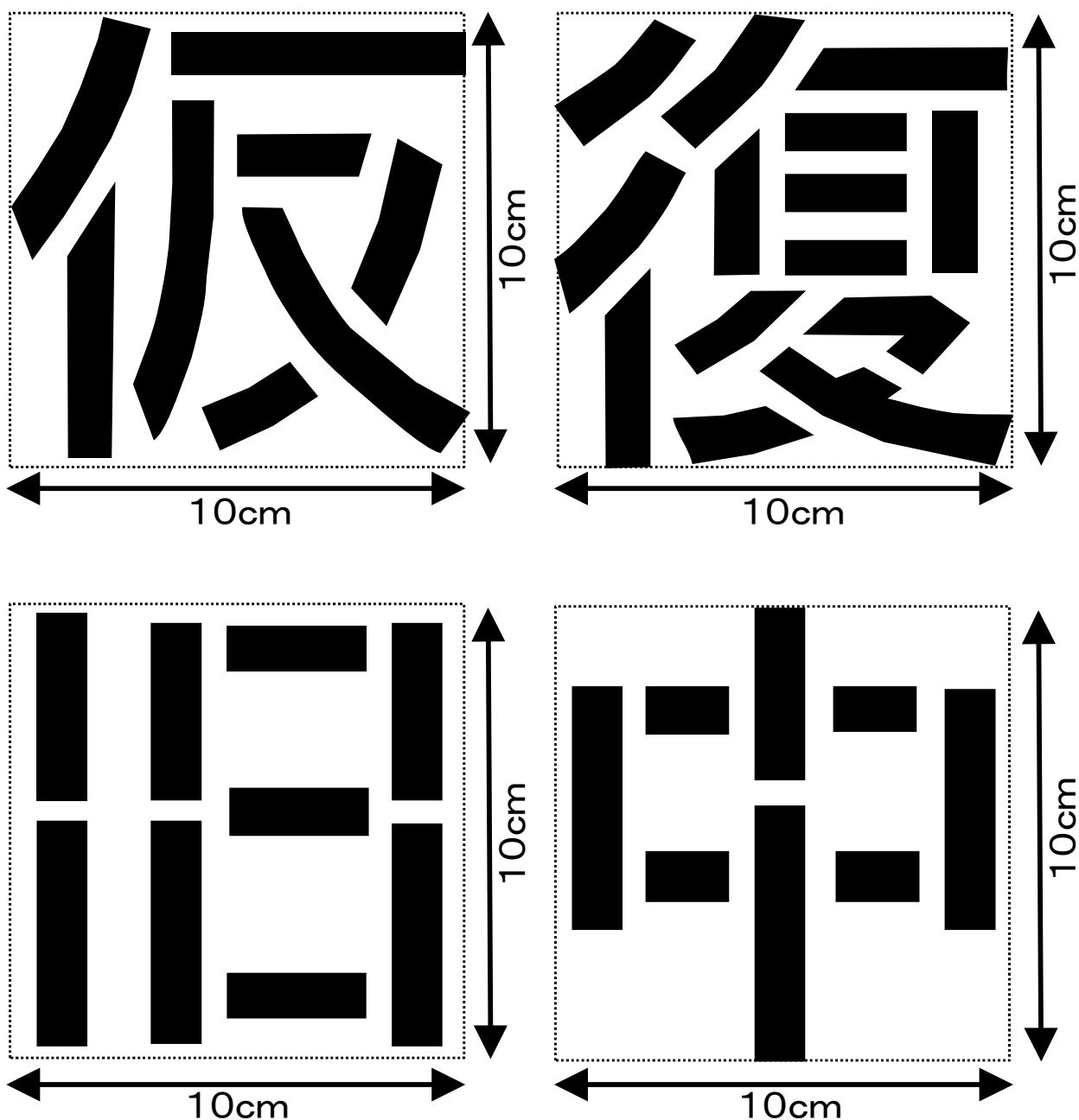


仮復旧標示マーク （青色）



仮復旧標示マーク

（白色）



※「仮復旧中」の明示方法は、縦又は横一列とする。

